



2023年3月1日

各 位

会 社 名 株式会社M & A総合研究所
代表者名 代表取締役社長 佐上 峻作
(コード: 9552 東証グロース市場)
問合せ先 取締役管理本部長 萩野 光
(TEL. 03-6665-7590)

「新設分割計画承認の件」についての修正動議に関するお知らせ

当社は、2023年1月13日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催に関するお知らせ」記載のとおり、2023年3月14日に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を予定しております。また、当社は、持株会社体制への移行のための新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を実施するために、本臨時株主総会に「新設分割計画承認の件」を議案として提出しております。当該議案の詳細については、当社ウェブサイト（<https://masouken.com/>）及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において電子提供措置をとっている本臨時株主総会にかかる「臨時株主総会招集ご通知」（株主総会参考書類を含みます。）（以下「本招集通知」といいます。）をご参照ください。

今般、当社の株主である当社取締役萩野光（以下「本株主」といいます。）から、本臨時株主総会の当該議案について修正動議（以下「本修正動議」といいます。）を提出する予定である旨の連絡がありましたので、その内容を以下のとおりお知らせいたします。

1. 本修正動議の内容（予定）

本臨時株主総会における決議事項の第1号議案に関し、新設分割計画のうち、新設分割設立会社である株式会社M&A総合研究所（以下「本新設分割設立会社」といいます。）の定款（本招集通知6頁以下）について以下のとおり変更する。

（下線は変更部分を示します。）

会社提案	修正動議案
<p>（機関）</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p><u>3 監査役会</u></p>	<p>（機関）</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p><削除></p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第27条～第29条（略）</p> <p><u>（常勤の監査役）</u></p> <p><u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>（監査役会の招集通知）</u></p> <p><u>第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>第5章 <u>監査役</u></p> <p>第27条～第29条（会社提案どおり）</p> <p><削除></p> <p><削除></p>

(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。	<削除>
第33条～第35条 (略)	第30条～第32条 (会社提案どおり)
第6章 計 算	第6章 計 算
第36条～第38条 (略)	第33条～第35条 (会社提案どおり)

2. 修正動議の付議に至る経緯

当社では、本新設分割設立会社の機関設計を監査役会設置会社としておりました。本株主から、当社が持株会社に移行した後の当社グループ全体としての実効性のある統一的かつ効率的な監査体制の構築という目的及び役員構成を踏まえると、当社の完全子会社となる本新設分割設立会社は非監査役会設置会社とすることが適切であるとの理由から本修正動議を提出する予定との連絡を受けました。

3. 本臨時株主総会での対応について

当社といたしましては、本修正動議に賛同致します。

本修正動議につきましては、既に電子提供措置を開始し、かつ、発送済みの本招集通知の修正は行わず、当日、本臨時株主総会の受付にて本修正動議の内容を記載した本プレスリリースを配布のうえ、本臨時株主総会において本修正動議が発議された場合には、修正動議案に対する賛否を諮らせていただきます。この場合、既に郵送にて行使された議決権行使書につきましては、修正動議案について自動的に以下の取扱いとなります。従いまして、このような取扱いがされることが意に沿わず、改めて議決権を行使されたい株主の方は、当日本臨時株主総会にご出席のうえ決議にご参加くださいますようお願い申し上げます。

<第1号議案>

- ① 会社提案に「賛成」の議決権行使書・・・修正動議案に対し「反対」として取り扱う。
- ② 会社提案に「反対」の議決権行使書・・・修正動議案に対し「棄権」として取り扱う。

以 上